

第百八十三回国 参議院 総務委員会 會議録 第十一号

平成二十五年五月二十八日(火曜日)

午後零時二十分開会

委員の異動

五月二十三日

江崎 孝君

難波 獎二君

水岡 俊一君

主濱 了君

五月二十四日

小川 敏夫君

岡崎トミ子君

金子 恵美君

高橋 千秋君

青木 一彦君

中原 八一君

平山 幸司君

五月二十七日

江崎 孝君

山本 一太君

高橋 千秋君

衛藤 晟一君

五月二十八日

高橋 千秋君

衛藤 晟一君

補欠選任

江崎 孝君

青木 一彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

松 あきら君

加賀谷 健君

藤末 健三君

藤川 政人君

山本 順三君

補欠選任

金子 恵美君

高橋 千秋君

岡崎トミ子君

平山 幸司君

補欠選任

吉川 沙織君

水岡 俊一君

江崎 孝君

難波 獎二君

衛藤 晟一君

山本 一太君

主濱 了君

補欠選任

高橋 千秋君

有村 治子君

補欠選任

江崎 孝君

青木 一彦君

補欠選任

江崎 孝君

青木 一彦君

補欠選任

江崎 孝君

青木 一彦君

補欠選任

江崎 孝君

青木 一彦君

補欠選任

江崎 孝君

青木 一彦君

委員

木庭健太郎君

江崎 孝君

樽井 良和君

水岡 俊一君

山根 隆治君

吉川 沙織君

青木 一彦君

有村 治子君

片山さつき君

金子原二郎君

小坂 憲次君

二之湯 智君

寺田 典城君

主濱 了君

山下 芳生君

又市 征治君

片山虎之助君

森田 高君

新藤 義孝君

柴山 昌彦君

橋 慶一郎君

塩見 政幸君

大臣

副大臣

総務大臣

総務副大臣

大臣政務官

総務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

塩見 政幸君

本日

の会議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松あきら君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日までに、小川敏夫君及び中原八一君が委員を辞任され、その補欠として吉川沙織さん及び有村治子さんが選任されました。

○委員長(松あきら君) 電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波の有効利用の重要性はますます高まっております。そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の用途の範囲を拡大する必要があります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

電波利用料の用途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防救急無線などの人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた無線設備の整備のための補助金の交付を追加することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(松あきら君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「電波」を「前号に掲げるもののほか、電波」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備(当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

附則第十五項を次のように改める。

(電波利用料の特例)

15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、  
「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動を除く。以下この号において同じ。」を受信することができる受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

この法律は、公布の日から施行する。

附則